



JMRC関東ラリー見舞金制度 運営細則

JMRC関東見舞金制度運営細則に基づき、JMRC関東ラリー見舞金制度の運営細則をここに定める。

第1条 JMRC関東ラリー見舞金制度の目的

本制度は、1競技会のみ有効な見舞金制度であり、第2条に定める内容において、不慮の事故による対人の死亡、後遺障害、入院による身体的損害及び物損事故に対する見舞金補償を目的とする。

第2条 対象範囲と、公認競技会の定義

- 1 JAF公認（クローズド競技及び講習会含む）のラリー競技会。
- 2 対象は、JMRC関東に加盟するクラブ団体の主催する競技会（ラリー講習会を含む）とする。
- 3 関東地区以外での競技会に参加する場合、その競技会主催者が当該地区のJMRCに加盟し、かつその主催者がこの見舞金制度を保険と認めること。

第3条 加入条件

ドライバー、ナビゲーター共にJMRC関東に加盟するクラブ、団体に所属し、JMRC関東見舞金制度加入、又はJMRC関東を通じてスポーツ安全保険のC区分に加入していること。

第4条 有効期間

期間は参加受付時（競技会当日）から競技会終了（SSラリーの場合は最終TC、アベレージラリーの場合はコントロールシート提出時）までとする。

第5条 1～3月の間の扱い

クラブが前年度にJMRC関東に加入していれば、当該年度の更新登録をしていなくても1～3月の間は、JMRC関東に暫定的に加入と見なし、主催者及びドライバー、ナビゲーターに対して本ラリー見舞金制度は有効とする。

第6条 申込み手続き

所定の申込書をラリー競技会事務局に送付し、入金が確認された時点で手続完了とみなす。

第7条 JMRC関東ラリー見舞金制度掛金

- 1 1競技会につき5000円／1台
- 2 掛金は返金しない。

第8条 対人見舞金補償額と支払い

- 1 1名につき下記を最高限度額として支払われる。
- 2 対人の死亡時最高額を500万円、後遺障害最高額を200万円とし、JMRC関東見舞金制度別表①の死亡、障害区分表により、1事故合計2000万円まで支払われる。
- 3 連続7日以上入院のときは、次により入院見舞金が支払われる。
連続入院日数 7日～20日・・・10万円
21日～90日・・・20万円
91日～・・・30万円
入院見舞金の一人に対しての上限は、一事故30万円とする。
- 4 通院については支払いの対象としない。

第9条 対物見舞金補償額と支払い

- 1 1 競技会（1 事故）で最高30万円（免責10万円含む）を支払う。
- 2 競技参加車（リタイヤを含む）への物損事故は免責とする。

第10条 見舞金受取人

見舞金受取人は次のとおりとする。

- 1 対人に関して死亡の場合、及び被害者に意識がないなど、社会通念上受け取りの意思確認が極めて取りづらいと判断されるときは、法定相続人。
- 2 上記1・以外の場合は、被害者とする。
- 3 対物見舞金に関しては、ラリー見舞金制度加入者に支払われる。

第11条 見舞金申請の方法

- 1 事故発生のときは、所定の事故報告書を可及的速やかにJMR C 関東事務局に届け出る。
- 2 見舞金の申請は、本人又はその代理人が主催者を通じ、所定の申請用紙により行うものとする。
- 3 見舞金申請は、所定の見舞金申請書に必要項目を記入し、診断書（コピー可）及び必要と思われる書類を添付し、JMR C 関東に提出する。
- 4 見舞金の申請は、事故発生日の翌日から数えて次の期間内に行うものとする。
 - ① 別表①のJMR C 関東見舞金制度（見舞金制度）区分表に該当する支払いに関するものは、90日以内。ただし、90日以内に同区分表による該当判定がつかないときは、180日を上限とした相応の期間の延長を認める。
 - ② 入院見舞金は180日以内。
- 5 対物見舞金請求は、競技会主催者を通じて、JMR C 関東事務局に修理見積書を提出する

第12条 支払い審査

- 1 申請に基づき、JMR C 関東財務委員会（必要に応じてラリー部会他も加える）はその都度速やかに審議し、JMR C 関東運営委員会で決議する。
- 2 被害者のJMR C 関東見舞金制度 別表①による区分認定が困難なときは、決議を留保するが、最終決議は事故発生の翌日から数えて300日以内とする。
- 3 JMR C 関東見舞金制度 別表①の項目に複数該当するときは、複数項目への重複支払いを行うのではなく、支払い率最上位のものを適用する。

以上

平成24年1月20日制定

平成24年2月18日施行

平成24年4月12日改定施行

平成24年9月10日改定施行

平成26年2月15日改定施行